

平成 17 年 10 月介護報酬改定に向けた 「介護サービス契約」のあり方について

「経営協」9月号 増刊号改訂版

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉施設経営者協議会

目 次

平成 17 年 10 月介護報酬改定にともなう「介護サービスの契約」に関する留意点について	3
平成 17 年 10 月介護報酬改定にともなう適正な「介護サービスの契約」の手順（概要）	17
◇「指定介護老人福祉施設」	
Ⅰ．モデル「重要事項説明書」①	18
Ⅱ．モデル「介護保険制度の改正による料金変更のお知らせ」	37
Ⅲ．モデル「重要事項説明書」②	38
Ⅳ．モデル「介護サービス契約書」	56
Ⅴ．モデル「サービス利用料金」	65

平成 17 年 10 月介護報酬改定にともなう 「介護サービスの契約」に関する留意点について

全国社会福祉施設経営者協議会

10 月より実施される介護報酬の改定により、食費、居住費が介護サービス給付外となることにともない、介護保険事業者として介護保険施設等の利用者負担の金額変更に係る適切な対応を図ることが求められます。

その際、利用者の権利・利益の保護の観点から、内容を変更した契約を締結すること、あるいは、従来の契約書を補完する手続き（覚書の締結等）だけではなく、利用者に見直しが行われる内容について丁寧な説明と同意を得ることが重要となります。

また、説明と契約締結に際しては、利用者の意思能力等に課題のある場合には、成年後見人等を含め適切な方法による説明に努めることが不可欠です。

なお、厚生労働省は、利用者が負担する「居住費」や「食費」の具体的な金額は、利用者と施設の契約によって定められることに鑑み、適正な契約を促進する観点から、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を示しています。

そこで、本会では、利用者負担の料金変更にともなう説明、契約等に関する留意点、及び当面必要とされる「指定介護老人福祉施設」に関するモデル契約書類をとりまとめました。

1. 適正な契約に向けての留意点

契約に際しては、ガイドライン等を参考にしながら、以下のような取り組みが求められます。

(1) 利用者・家族に対する十分な説明と同意

制度改正とそれにとまなう料金変更の内容について、パンフレットや現在の制度・利用料との対比表、重要事項説明書等を用いて丁寧な説明を行うことが重要です。ガイドラインにおいても、「利用者又はその家族に対する書面による事前の説明」が求められています。

(2) 介護サービス利用にあたっての契約の締結ないし変更

福祉サービスの利用契約は、利用者と事業者双方の権利と義務を明確にするため契約書（書面）の作成が必要です。ガイドラインにおいても「利用者の書面による同意（デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）を除く）が求められています。

①〔現在サービスを利用している方について〕

サービス利用開始時の契約において、「利用料金の変更」に関する条項があり、「介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする」等明記している場合は、その旨を改めて説明するとともに、別添のⅠ．モデル重要事項説明書①とⅡ．モデル介護保険制度改正にと

もなう料金変更のお知らせにより十分な説明の上、同意を得るという方法が考えられます。

なお、契約書に上記のような記載がない場合は、改めて契約を締結することが必要となります。

参考：全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討委員会」：モデル「指定介護老人福祉施設」入所契約書

第6条（利用料金の変更）

1 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金並びに前条第4項に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

②〔改めて契約を締結する方、今後サービスを利用する方について〕

別添のⅢ．モデル重要事項説明書②とⅣ．モデル介護サービス契約書を用いて説明と契約を行います。

（3）利用者への適切な情報提供と苦情・相談体制の整備等

ガイドラインでは、「居住費・食費の具体的内容、金額の設定変更等に関する運営規程への記載、施設内等への掲示」を求めています。

これらの取り組みとあわせて、契約時に十分な説明を行うとともに事後的にも利用者の理解を得るため、苦情・相談体制を改めて整備・点検するなど、利用者とのトラブルを未然に防止する取り組みを行う必要があります。

2. モデル契約書類について

利用者に対する説明と契約を締結するにあたり、従来の「重要事項説明書」や「指定介護老人福祉施設入所契約書」及び、「サービス利用書」等を見直す必要があります。

また、現在の契約において「利用料金の変更」等の条項が設けられている場合は、その旨を説明した上で、「介護保険制度改正による料金変更のお知らせ」等の書面を作成することが必要となります。

本会では、全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討委員会」が平成12年3月10日にとりまとめた、「介護サービスのモデル契約書」をもとに、以下のモデル契約書類を作成しました。

I. モデル「重要事項説明書」①〔既存利用者〕

II. モデル「介護保険制度改正による料金変更のお知らせ」

III. モデル「重要事項説明書」②〔新規利用者〕

IV. モデル「介護サービス契約書」

〔主なポイント〕

（１）重要事項説明書について

①提供する介護サービスの位置づけ

制度改革がなされた後の、「食費」、「居住費」については、介護給付対象外として位置づけられることとなり、利用者負担となりますが、介護老人福祉施設で提供する重要なサービスであることは変わりません。

そこで、これらのサービスについて「介護保険給付の対象となるサービス」等と位置づけて、重要事項説明書に記載している場合は、その位置づけを変更することが求められます。例えば、「居室の提供」などを加えた上で、「当施設が提供する基準介護サービス」等と記載することが適切です。

また、利用者の全額自己負担となる特別なサービスについては、上記の基準介護サービス以外のサービスとして位置づけることが考えられます。

<参考>

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (１) 利用料金が介護保険から給付される場合
(２) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

（１）当施設が提供する基準介護サービス（契約書第〇条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常９割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としてい
ます。

（食事時間）

朝食：○：〇〇～○：〇〇 昼食：○：〇〇～○：〇〇 夕食：○：〇〇～○：〇〇

③入浴

- ・ 入浴又は清拭を週○回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な
機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

（２）（１）以外のサービス（契約書第○条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に○回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり〇〇〇〇円

[美容サービス]

月〇回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり〇〇〇〇円（パーマご利用の場合は別途〇〇〇円）

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり 〇〇〇〇円（手数料及び保険料の実費程度）

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	1日ーお正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…） …	
2月	3日ー節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	3日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	★おひなさま飾りの材料代は実費をいただきます。…
4月	上旬ーお花見（施設の庭に大きな桜の木があります。その桜の下でお花見をします。）	

…

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただきます。）

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 〇〇円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

〇〇〇〇 〇〇円

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1 日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 〇〇〇円

⑧〇〇〇〇〇〇

<例>特別な居室の提供

ご契約者のご希望により特定の居住環境（居室面積、景観、インターネット等の利便性など）を提供いたします。

〇〇〇〇：1 日あたり〇〇円

〇〇〇〇：1 日あたり〇〇円

（注）特別な居室を徴収する場合には、

- ① 特別な居室の施設、設備等が、費用の支払いを利用者から受けるのにふさわしいものであること、
 - ② 特別な居室の定員割合が、おおむね 50%を超えないこと、
 - ③ 特別な居室の提供が、入所者の選択に基づくものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと
- 等の基準を満たすことが必要で、一般の「居住費」に対する追加的費用でなければなりません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

②利用者負担金額の明示について

従来の重要事項説明書では、利用者の負担金額については、①要介護度別の定率負担（1 割負担）、②標準的な食事の金額を重要事項の合計を示していました。

今般の改定に伴い、食費の記載を改めるとともに、「居住費」の欄を設けて、利用する居室に応じた金額を示し、説明する必要があります。なお、食費の設定の際は、朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能です。特にショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、入所の期間も短いことから、一食ごとに分けて設定の方が望ましいです。居住費についても、退所日の時間帯によってその日分の費用徴収をするかどうかといったことを契約で定めることができます。

また、金額提示の際は、所得段階別の標準的な負担額を参考に挿入することが、より丁寧な説明のためには適切と考えられます。さらに従来からの利用者に関しては、これまでの料金との相違について分かりやすく説明することが必要です。

また、利用者が「補足給付」の対象となる場合も考えられますので、市町村から負担限度確認認定を受けた場合は、その認定証に記載してある金額による負担となることを明記することが求められます。

<参考>

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第〇条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 〇〇〇円	要介護度 2 〇〇〇円	要介護度 3 〇〇〇円	要介護度 4 〇〇〇円	要介護度 5 〇〇〇円
2. うち、介護保険から給付される金額	円	円	円	円	円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	円	円	円	円	円
4. 居室に係る自己負担額※	円				
5. 食事に係る自己負担額※	円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額とします。※

☆ ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。（契約書第18条、第21条参照）

1. サービス利用料金	〇〇〇円
2. 居室に係る自己負担額	円
3. うち、介護保険から給付される金額	円
4. 自己負担額（1+2－3）	〇〇〇円

（注）短期入院又は外泊の際、居室が当該ご利用者のために確保されているような場合は、引き続き居住費の対象として差し支えありませんが、徴収の有無や金額については、施設と利用者との契約によって定めることになります。

◇ 当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市長村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

①月額の場合

〔単位：万円〕（月額概数）

対象者		区分	居住費（居住の種類により異なります）				食費
			多床室 （相部屋）	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
生活保護受給者		利用者負担 段階1	0	1.0	1.5	2.5	1.0
市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 全 員 が	老齢福祉年金受給者						
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 段階2	1.0	1.3	1.5	2.5	1.2
	利用者負担第 2 段階以外の方 （課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など）	利用者負担 段階3	1.0	2.5	4.0	5.0	2.0
上記以外の方		利用者負担 段階4	(注)施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。				
			1.0	3.5	5.0	6.0	4.2

②日額の場合

〔単位：円〕（日額概数）

対象者		区分	居住費（居住の種類により異なります）				食費
			多床室 （相部屋）	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
生活保護受給者		利用者負担 段階1	0	320	490	820	300
市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 全 員 が	老齢福祉年金受給者						
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 段階2	320	420	490	820	390
	利用者負担第 2 段階以外の方 （課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など）	利用者負担 段階3	320	820	1310	1640	650
上記以外の方		利用者負担 段階4	(注) 施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。				
			320	1150	1640	1970	1380

③1日の食費を分けて設定した場合

対象者		食費	
生活保護受給者		朝食	円
市町村民 税非課税 世帯全員 が	老齢福祉年金受給者	昼食	円
		夕食	円
	課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の 方	朝食	円
		昼食	円
		夕食	円
	利用者負担第2段階以外の 方 (課税年金収入が80万円超 266万円未満の方など)	朝食	円
上記以外の方		昼食	円
		夕食	円
		朝食	円
		昼食	円
		夕食	円
		朝食	円

◇ これまでのご負担との相違について

上記のと通りの居住費・食費のご負担額が新たに必要となりますので、下記のとおりお支払い
いただく利用料を変更いたします。

例) 当施設の多床室（相部屋）に入所されている方

利用者負担段階	現行の負担		平成17年10月 からの負担
第1段階	2.5万円/月	据え置き	2.5万円/月
	1割自己負担： 1.5万円		1割自己負担： 1.5万円
	食 費： 1.0万円		食 費： 1.0万円
	居住費： —		居住費： —
第2段階	4.0万円/月	負担引下げ	4.0万円/月
	1割自己負担： 2.5万円		1割自己負担： 1.5万円
	食 費： 1.5万円		食 費： 1.2万円
	居住費： —		居住費： 1.0万円
第3段階	4.0万円/月	負担増を 1.5万円程 度に抑制	5.5万円/月
	1割自己負担： 2.5万円		1割自己負担： 2.5万円
	食 費： 1.5万円		食 費： 2.0万円
	居住費： —		居住費： 1.0万円

③居室の概要について

居室の概要について記載している場合、多床室（相部屋）、従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室などの説明を加える必要があります。

<参考>

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として４人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）（※各施設における居室の決定方法を説明）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（１人部屋）	○室	※従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室等明記
２人部屋	○室	多床室
４人部屋	○室	多床室
○人部屋	○室	多床室
合 計	○○室	
食堂	○室	
機能訓練室	○室	[主な設置機器] ○○、○○…
浴室	○室	機械浴・特殊浴槽
医務室	○室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

（２）「介護保険制度改正による料金変更のお知らせ」等の作成について

現在の利用者に対する説明においては、上記のような点を記載した「重要事項説明書」を用いて、十分に理解を得ることが重要です。

その上で、「介護保険制度改正による料金変更のお知らせ」等の書面を作成し、事業者と利用者間で覚書を取り交わすことが適切と考えられます。

〔モデル契約書類の活用〕

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討委員会」報告書でも述べられているとおり、そもそも介護サービスの利用契約書は、個々の事業者と利用者により作成されるべきものであり、モデル契約書類は、利用者保護とトラブル防止のため、個々の契約書を作成する際の指針として活用されることを目的としています。

平成 17 年 1 0 月介護報酬改定にともなう

適正な「介護サービスの契約」の手順（概要）

① 利用者・家族に対する十分な説明と同意



② 介護サービス利用にあたっての契約の締結ないし変更

現在サービスを利用している場合

あらためて契約を締結する、または
介護サービスを利用する場合

利用料金の変更条項に「介護給付費
体系の変更があった場合、事業者は
当該サービス利用料金を変更でき
るものとする」等明記している場合

左 記
以 外
の 場
合

上記事項をあらためて説明したうえで、別添
○ I.モデル「重要事項説明書」①
○ II.モデル「介護保険制度の改正による料
金変更のお知らせ」
により十分な説明のうえ、同意を得る

別添
○ III.モデル「重要事項説明書」②
○ IV.モデル「介護サービス契約書」
を用いて説明と契約を行う



③ 利用者への適切な情報提供と苦情・相談体制の整備等

Ⅰ．モデル「重要事項説明書」①

全国社会福祉施設経営者協議会

※ 本モデル「重要事項説明書」は、全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討委員会」のとりまとめた、「介護サービスモデル契約書」におけるモデル「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書（平成12年3月10日）をもとに平成17年10月介護報酬改定にともない作成したものである。なお、主な相違点については下線、網掛けを付した。

当施設は介護保険の指定を受けています。
(〇〇県指定 第〇〇号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

〔目 次〕

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	5
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	12
7. 残置物引取人.....	14
8. 苦情の受付について.....	15

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 〇〇〇〇〇会 |
| (2) 法人所在地 | 〇〇県××市△△町◇丁目▽番地 |
| (3) 電話番号 | 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 〇〇 〇〇 |
| (5) 設立年月 | 昭和〇年〇月〇日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成○年○月○日指定 ○○県
○○号
- (2) 施設の目的
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム ○○園
- (4) 施設の所在地 ○○県××市◇◇町◇丁目▽番地
- (5) 電話番号 △△-△△△-△△△△
- (6) 施設長(管理者)氏名 □□ □□
- (7) 当施設の運営方針* (←*印の項目の具体的な内容は施設の実情に合わせて記載して下さい。以下も同様です。)
- (8) 開設年月 平成○年○月○日
- (9) 入所定員 ○○人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※各施設における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	○室	※従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室等明記
2人部屋	○室	多床室
4人部屋	○室	多床室
○人部屋	○室	多床室
合計	○○室	
食堂	○室	
機能訓練室	○室	[主な設置機器] ○○、○○…
浴室	○室	機械浴・特殊浴槽
医務室	○室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

（２）利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設・設備

〇〇

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

４．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
１． 施設長（管理者）		名
２． 介護職員		名
３． 生活相談員		名
４． 看護職員		名
５． 機能訓練指導員		名
６． 介護支援専門員		名
７． 医師		必要数
８． 栄養士		名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、 1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週○曜日 ○○：○○～○○：○○
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：○○：○○～○○：○○ ●名 日中：○○：○○～○○：○○ ●名 夜間：○○：○○～○○：○○ ●名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：○○：○○～○○：○○ ●名 日中：○○：○○～○○：○○ ●名
4. 機能訓練指導員	毎週○曜日 ○○：○○～○○：○○

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：○：○○～○：○○ 昼食：○：○○～○：○○ 夕食：○：○○～○：○○

③入浴

- ・ 入浴又は清拭を週○回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
2. うち、介護保険から給付される金額	円	円	円	円	円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	円	円	円	円	円
4. 居室に係る自己負担額	円				
5. 食事に係る自己負担額	円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。（契約書第18条、第21条参照）

1. サービス利用料金	〇〇〇円
2. 居室に係る自己負担	円
3. うち、介護保険から給付される金額	円
4. 自己負担額（1+2－3）	〇〇〇円

◇ 当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市長村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

①月額の場合

〔単位：万円〕（月額概数）

対象者		区分	居住費 (居住の種類により異なります)				食費
			多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型個 室	
生活保護受給者		利用者負担 段階1	0	1.0	1.5	2.5	1.0
市町村民 税非課税 世帯全員 が	老齢福祉年金受給者						
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 段階2	1.0	1.3	1.5	2.5	1.2
	利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など)	利用者負担 段階3	1.0	2.5	4.0	5.0	2.0
上記以外の方		利用者負担 段階4	(注) 施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。				
			1.0	3.5	5.0	6.0	4.2

②日額の場合

〔単位：円〕（日額概数）

対象者		区分	居住費 (居住の種類により異なります)				食費
			多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
生活保護受給者		利用者負担 段階1	0	320	490	820	300
市町村民 税非課税 世帯全員 が	老齢福祉年金受給者						
	課税年金収入額と合計所得金 額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 段階2	320	420	490	820	390
	利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など)	利用者負担 段階3	320	820	1310	1640	650
上記以外の方		利用者負担 段階4	(注) 施設との契約により設定されます。なお、所得の 低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均 的な費用額は次のとおりです。				
			320	1150	1640	1970	1380

③1日の食費を分けて設定した場合

対象者		食費	
生活保護受給者		朝食	円
市町村民 税非課税 世帯全員 が	老齢福祉年金受給者	昼食	円
		夕食	円
	課税年金収入額と合計所得 金額の合計が 80 万円以下の 方	朝食	円
	利用者負担第 2 段階以外の 方 (課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など)	昼食	円
夕食		円	
上記以外の方		朝食	円
		昼食	円
		夕食	円

◇ これまでのご負担との相違について

上記のと通りの居住費・食費のご負担額が新たに必要となりますので、下記のとおりお支払いいただく利用料を変更いたします。

例) 当施設の多床室（相部屋）に入所されている方

利用者負担段階	現行の負担		平成17年10月からの負担
第1段階	2.5万円/月	据え置き	2.5万円/月
	1割自己負担： 1.5万円		1割自己負担： 1.5万円
	食費： 1.0万円		食費： 1.0万円
	居住費： —		居住費： —
第2段階	4.0万円/月	負担引下げ	4.0万円/月
	1割自己負担： 2.5万円		1割自己負担： 1.5万円
	食費： 1.5万円		食費： 1.2万円
	居住費： —		居住費： 1.0万円
第3段階	4.0万円/月	負担増を1.5万円程度に抑制	5.5万円/月
	1割自己負担： 2.5万円		1割自己負担： 2.5万円
	食費： 1.5万円		食費： 2.0万円
	居住費： —		居住費： 1.0万円

(2) (1) 以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に○回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり○○○○円

[美容サービス]

月○回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり○○○○円（パーマご利用の場合は別途○○○円）

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり ○○○○円（手数料及び保険料の実費程度）

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	1日－お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…） …	
2月	3日－節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	3日－ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	★おひなさま飾りの材料代は実費をいただきます。…
4月	上旬－お花見（施設の庭に大きな桜の木があります。その桜の下でお花見をします。）	

…

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただきます。）

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき ○〇円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

○○〇〇 ○〇円

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	○○〇円	○○〇円	○○〇円	○○〇円	○○〇円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 ○〇〇円

⑧○○○○○○

<例> 特別な居室の提供

ご契約者のご希望により特定の居住環境（居室面積、景観、インターネット

等の利便性など)

〇〇〇〇：1日あたり〇〇円

〇〇〇〇：1日あたり〇〇円

(注) 特別な居室を徴収する場合には、

- ① 特別な居室の施設、設備等が、費用の支払いを利用者から受けるのにふさわしいものであること、
- ② 特別な居室の定員割合が、おおむね 50%を超えないこと、
- ③ 特別な居室の提供が、入所者の選択に基づくものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと
等の基準を満たすことが必要で、一般の「居住費」に対する追加的費用でなければなりません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 5 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月〇日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
〇〇銀行 〇〇支店 普通預金〇〇〇〇〇〇
△△信用金庫△△支店 普通預金△△△△△
郵便振替□□□□□□□□
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：〇〇銀行、△△信用金庫

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	
所在地	
診療科	

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	
所在地	

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
（但し、ご契約者が平成 12 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、本号は、平成 22 年 3 月 31 日までは適用されません。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の○日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが〇か月以上（※最低6か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

▶ *契約者が病院等に入院された場合の対応について* (契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日あたり〇〇円）

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として〇〇円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

7. 残置物引取人（契約書第 20 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第 22 条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 ○○ ○○

○受付時間 毎週○曜日～○曜日

 ○○：○○～○○：○○

また、苦情受付ボックスを○○に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

○○市・区役所 介護保険担当課	所在地 電話番号・FAX 受付時間
国民健康保険団体連 合会	所在地 電話番号・FAX 受付時間
○○県社会福祉協議 会	所在地 電話番号・FAX 受付時間

平成○○年○月○日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 ○○○○○

説明者職名 ○○○○ 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 ○○○○○ 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

※ この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上○階、地下○階

(2) 建物の延べ床面積 ○○○○○m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成○年○月○日指定 ○○県○○号 定員○○名

[通所介護] 平成○年○月○日指定 ○○県○○号 定員○○名

[居宅介護支援事業]平成○年○月○日指定 ○○県○○号

(4) 施設の周辺環境*

(騒音、日当たり等)

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

○名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

○名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

○名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

○名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

○名の介護支援専門員を配置しています。

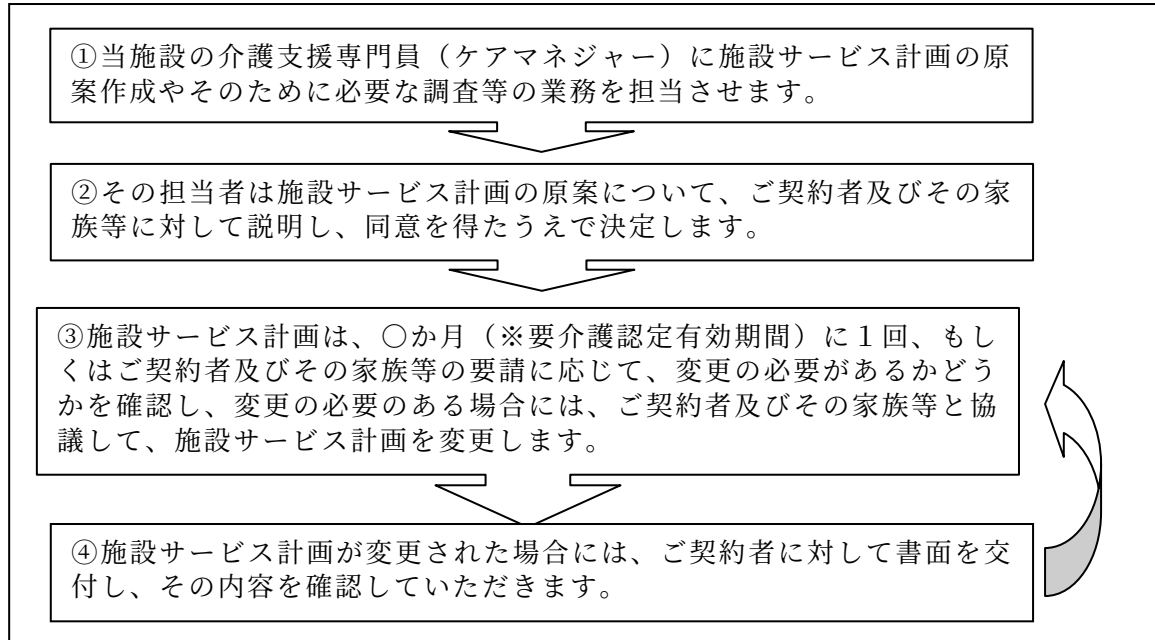
医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

○名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

〇〇〇、〇〇〇、……

(2) 面会

面会時間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、〇〇〇の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1 ヶ月につき連続して 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1 日につき〇〇円（介護保険から給付される費用の一部と居住に係る自己負担額）をご負担いただきます。

（注）「居住に係る自己負担額」徴収の有無や金額設定は契約次第。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

Ⅱ．モデル「介護保険制度の改正による料金変更のお知らせ」

全国社会福祉施設経営者協議会

介護保険制度の改正（平成17年10月1日施行）により、介護給付費体系が変更されましたので、契約書第6条2項に基づいて、契約書第1条1項及び第2項に定めるサービス利用料金並びに第5条第4項に定める食事代の標準自己負担額が、別紙の重要事項説明書（Ⅰ．モデル重要事項説明書）記載のとおり変更されました。

したがって、平成17年10月1日より、別紙重要事項説明書記載の金額をお支払いいただきますようお願いいたします。

平成○年○月○日

事業者 住所

事業者名

代表者氏名

印

上記料金変更につき同意します。

契約者 住所

氏名

印

Ⅲ．モデル「重要事項説明書」②

全国社会福祉施設経営者協議会

※ 本モデル「重要事項説明書」は、全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討委員会」のとりまとめた、「介護サービスモデル契約書」におけるモデル「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書（平成12年3月10日）をもとに平成17年10月介護報酬改定にともない作成したものである。なお、主な相違点については、下線、網掛けを付した。

当施設は介護保険の指定を受けています。

（〇〇県指定 第〇〇号）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

〔目 次〕

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	5
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	11
7. 残置物引取人.....	13
8. 苦情の受付について.....	14

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 〇〇〇〇〇〇会 |
| (2) 法人所在地 | 〇〇県××市△△町◇丁目▽番地 |
| (3) 電話番号 | 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 〇〇 〇〇 |
| (5) 設立年月 | 昭和〇年〇月〇日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成○年○月○日指定 ○○県
○○号
- (2) 施設の目的
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム ○○園
- (4) 施設の所在地 ○○県××市◇◇町◇丁目▽番地
- (5) 電話番号 △△-△△△-△△△△
- (6) 施設長(管理者)氏名 □□ □□
- (7) 当施設の運営方針* (←*印の項目の具体的な内容は施設の実情に合わせて記載して下さい。以下も同様です。)
- (8) 開設年月 平成○年○月○日
- (9) 入所定員 ○○人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※各施設における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	○室	※従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室等明記
2人部屋	○室	多床室
4人部屋	○室	多床室
○人部屋	○室	多床室
合計	○○室	
食堂	○室	
機能訓練室	○室	[主な設置機器] ○○、○○…
浴室	○室	機械浴・特殊浴槽
医務室	○室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

（２）利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設・設備

〇〇

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

４．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
１． 施設長（管理者）		名
２． 介護職員		名
３． 生活相談員		名
４． 看護職員		名
５． 機能訓練指導員		名
６． 介護支援専門員		名
７． 医師		必要数
８． 栄養士		名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、 1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週○曜日 ○○：○○～○○：○○
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：○○：○○～○○：○○ ●名 日中：○○：○○～○○：○○ ●名 夜間：○○：○○～○○：○○ ●名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：○○：○○～○○：○○ ●名 日中：○○：○○～○○：○○ ●名
4. 機能訓練指導員	毎週○曜日 ○○：○○～○○：○○

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：○：○○～○：○○ 昼食：○：○○～○：○○ 夕食：○：○○～○：○○

③入浴

- ・ 入浴又は清拭を週○回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
2. うち、介護保険から給付される金額	円	円	円	円	円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	円	円	円	円	円
4. 居室に係る自己負担額	円				
5. 食事に係る自己負担額	円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。（契約書第18条、第21条参照）

1. サービス利用料金	〇〇〇円
2. 居室に係る自己負担額	円
3. うち、介護保険から給付される金額	円
4. 自己負担額（1+2-3）	〇〇〇円

◇ 当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市長村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

①月額の場合

〔単位：万円〕（月額概数）

対象者		区分	居住費 (居住の種類により異なります)				食費
			多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型個 室	
生活保護受給者		利用者負担 段階1	0	1.0	1.5	2.5	1.0
市町村民 税非課税 世帯全員 が	老齢福祉年金受給者						
	課税年金収入額と合計所得金 額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 段階2	1.0	1.3	1.5	2.5	1.2
	利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など)	利用者負担 段階3	1.0	2.5	4.0	5.0	2.0
上記以外の方		利用者負担 段階4	(注) 施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方 に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は 次のとおりです。				
			1.0	3.5	5.0	6.0	4.2

②日額の場合

〔単位：万円〕（月額概数）

対象者		区分	居住費 (居住の種類により異なります)				食費
			多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
生活保護受給者		利用者負担 段階1	0	320	490	820	300
市町村民 税非課税 世帯全員 が	老齢福祉年金受給者		利用者負担 段階2	320	420	490	820
	課税年金収入額と合計所得金 額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 段階3	320	820	1310	1640	650
	利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など)						
上記以外の方		利用者負担 段階4	(注) 施設との契約により設定されます。なお、所得の 低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均 的な費用額は次のとおりです。				
			320	1150	1640	1970	1380

（２）（１）以外のサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に○回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり○○○○円

[美容サービス]

月○回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり○○○○円（パーマご利用の場合は別途○○○円）

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり ○○○○円（手数料及び保険料の実費程度）

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1 月	1 日－お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…） …	
2 月	3 日－節分（施設内で豆まきを行います。）	
3 月	3 日－ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	★おひなさま飾りの材料代は実費をいただきます。…
4 月	上旬－お花見（施設の庭に大きな桜の木があります。その桜の下でお花見をします。）	

…

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただきます。）

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき ○〇円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

○○〇〇 ○〇円

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1 日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	○○〇円	○○〇円	○○〇円	○○〇円	○○〇円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 ○〇〇円

⑧○○○○○○

<例> 特別な居室の提供

ご契約者のご希望により特定の居住環境（居室面積、景観、インターネット

等の利便性など)

〇〇〇〇：1日あたり〇〇円

〇〇〇〇：1日あたり〇〇円

(注) 特別な居室を徴収する場合には、

① 特別な居室の施設、設備等が、費用の支払いを利用者から受けるのにふさわしいものであること、

② 特別な居室の定員割合が、おおむね 50%を超えないこと、

③ 特別な居室の提供が、入所者の選択に基づくものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと

等の基準を満たすことが必要で、一般の「居住費」に対する追加的費用でなければなりません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 5 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月〇日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

〇〇銀行 〇〇支店 普通預金〇〇〇〇〇〇

△△信用金庫△△支店 普通預金△△△△△

郵便振替□□□□□□□□

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：〇〇銀行、△△信用金庫

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	
所在地	
診療科	

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	
所在地	

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
（但し、ご契約者が平成 12 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、本号は、平成 22 年 3 月 31 日までは適用されません。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の○日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが○か月以上（※最低6か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合＊
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

＊ 契約者が病院等に入院された場合の対応について＊（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日あたり〇〇円）

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として〇〇円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

7. 残置物引取人（契約書第 20 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第 22 条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 ○○ ○○

○受付時間 毎週○曜日～○曜日

 ○○：○○～○○：○○

また、苦情受付ボックスを○○に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

○○市・区役所 介護保険担当課	所在地 電話番号・FAX 受付時間
国民健康保険団体連 合会	所在地 電話番号・FAX 受付時間
○○県社会福祉協議 会	所在地 電話番号・FAX 受付時間

平成○○年○月○日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 ○○○○○

説明者職名 ○○○○ 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 ○○○○○ 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上○階、地下○階

(2) 建物の延べ床面積 ○○○○○m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成○年○月○日指定 ○○県○○号 定員○○名

[通所介護] 平成○年○月○日指定 ○○県○○号 定員○○名

[居宅介護支援事業]平成○年○月○日指定 ○○県○○号

(4) 施設の周辺環境*

(騒音、日当たり等)

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

○名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

○名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

○名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

○名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

○名の介護支援専門員を配置しています。

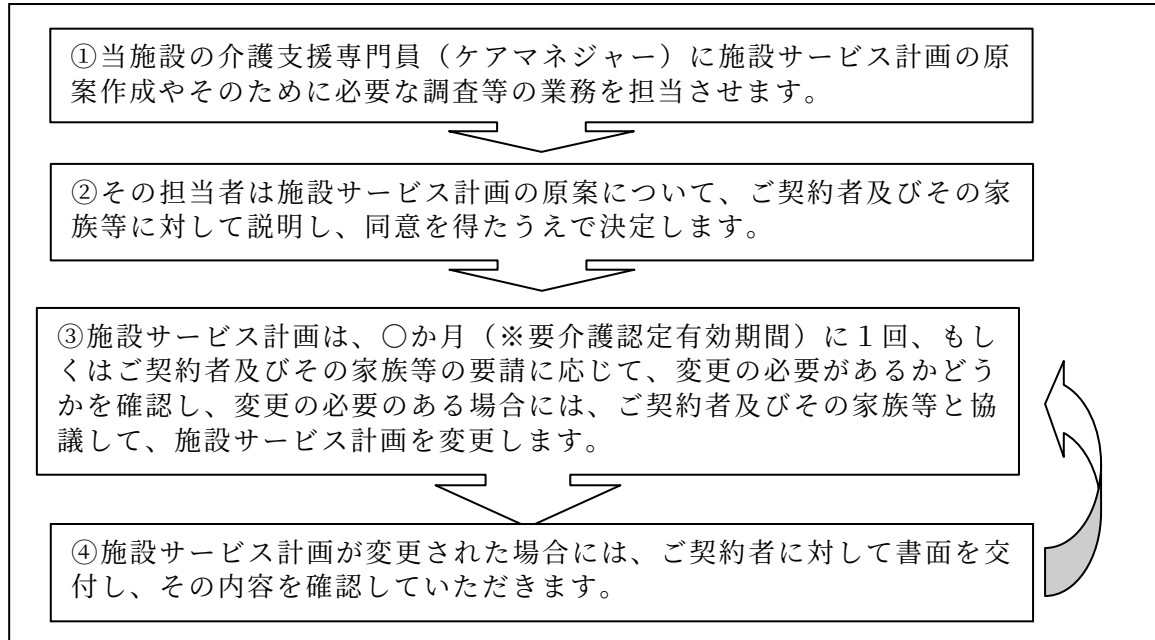
医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

○名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

〇〇〇、〇〇〇、……

(2) 面会

面会時間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、〇〇〇の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1 ヶ月につき連続して 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1 日につき〇〇円（介護保険から給付される費用の一部と居住に係る自己負担額）をご負担いただきます。

（注）「居住に係る自己負担額」徴収の有無や金額設定は契約次第

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

IV. モデル「介護サービス契約書」

全国社会福祉施設経営者協議会

※ 本モデル「介護サービス契約書」は、全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討委員会」のとりまとめた、「介護サービスモデル契約書」におけるモデル「指定介護老人福祉施設」入所契約書（平成12年3月10日）をもとに平成17年10月介護報酬改定にともない作成したものである。なお、主な相違点については下線を付した。

〔 目 次 〕

第一章 総則	第六章 契約の終了
第1条（契約の目的）	第13条（契約の終了事由）
第2条（施設サービス計画の決定・変更）	第14条（契約者からの中途解約等）
第3条（ <u>介護保険の基準サービス</u> ）	第15条（契約者からの契約解除）
第4条（ <u>介護保険の基準外のサービス</u> ）	第16条（事業者からの契約解除）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第17条（契約の終了に伴う援助）
第5条（サービス利用料金の支払い）	第18条（契約者の入院に係る取り扱い）
第6条（利用料金の変更）	第19条（居室の明け渡し－精算－）
第三章 事業者の義務等	第20条（残置物の引取等）
第7条（事業者及びサービス従事者の義務）	第21条（一時外泊）
第8条（守秘義務等）	第七章 その他
第四章 契約者の義務	第22条（苦情処理）
第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）	第23条（協議事項）
第五章 損害賠償（事業者の義務違反）	
第10条（損害賠償責任）	
第11条（損害賠償がなされない場合）	
第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）	

〇〇〇〇（以下「契約者」という。）と□□□□（以下「事業者」という。）は、契約者が△△△△（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、〇か月（※要介護認定有効期間）に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険の基準サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとし

ます。

第4条（介護保険の基準外サービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 契約者が選定する特別な食事ないし特別な居室の提供
 - 二 契約者に対する理美容サービス
 - 三 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
 - 四 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、（ ）のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月〇日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第 6 条（利用料金の変更）

- 1 前条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第 3 項及び第 4 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の 2 か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相応な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第 7 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを 2 年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第 8 条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第 17 条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第 9 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 10 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 8 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 11 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 12 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 13 条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
但し、契約者が平成 12 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、
本号は、平成 22 年 3 月 31 日までは適用されません。
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 14 条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の○日前（※最大 7 日）までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 6 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 5 条第 6 項の規定は、本条に準用されます。

第 15 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行

った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 16 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 5 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが○か月以上（※最低 6 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第 17 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 18 条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3 か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 契約者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料金（所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分））を事業者に支払うものとします。但し、契約者は、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意する場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

第 19 条（居室の明け渡し－精算－）

- 1 契約者は、第 13 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 9 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第 17 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 5 条第 6 項を準用します。

第 20 条（残置物の引取等）

- 1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後○週間（※2 週間程度）以内に残置物を引き取るものとします。
但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、

当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。

但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。

- 5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第 21 条（一時外泊）

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、別に定める期間を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の○日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

第 22 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

平成○年○月○日

事業者	住所	
	事業者名	
	代表者氏名	印

契約者	住所	
	氏名	印

＜サービス利用料金＞

1. 介護保険基準サービス

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（1日あたり）

ご本人の要介護度			○		
1. 要介護度別サービス利用料金	要介護度 1 〇〇〇〇円	要介護度 2 〇〇〇〇円	要介護度 3 〇〇〇〇円	要介護度 4 〇〇〇〇円	要介護度 5 〇〇〇〇円
2. うち、介護保険から給付される金額	△△△△円	△△△△円	△△△△円	△△△△円	△△△△円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
4. 居室に係る自己負担額	〇〇円				
5. 食事に係る自己負担額	〇〇円				
5. 自己負担額合計（3＋4＋5）	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

☆居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。（契約書第18条、第21条参照）

1. サービス利用料金	〇〇〇円
2. 居室に係る自己負担額	円
3. うち、介護保険から給付される金額	円
4. 自己負担額（1+2-3）	〇〇〇円

2. 1以外のサービス

（1）1か月毎に料金をお支払いいただくサービス

ご利用サービス	利用料金	利用の有無
○貴重品の管理サービス	〇〇円／月	○

お支払い金額合計： 〇〇円

☆介護保険給付対象外サービスについて、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(2) 1回のご利用毎に料金をお支払いいただくサービス

ご利用サービス	利用料金
○特別な食事(*1)	次頁参照
○理容サービス	〇〇円／回
○美容サービス	〇〇円／回
○レクリエーション(*2)	次頁参照
ご利用サービス	利用料金
○クラブ活動(*3)	次頁参照
○複写物の交付	〇〇円／枚

(*1)特別な食事

内容	料金
○日本酒 1 合	〇〇円
○ビール 1 本 (350ml)	〇〇円
○ 〇〇〇	〇〇円

(*2)主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容(例)	備考
1 月	1 日ーお正月 (おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…) …	
2 月	3 日ー節分 (施設内で豆まきを行います。)	
3 月	3 日ーひなまつり (おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。)	★おひなさま飾りの材料代は実費 (〇〇円) をいただきます。…
4 月	上旬ーお花見 (施設の庭に大きな桜の木があります。その桜の下でお花見をします。)	

…

(*3)クラブ活動

書道、茶道、華道 (材料代等の実費 (〇〇円) をいただきます。)

３．利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月〇日までに以下の方法でお支払い下さい。（貴重品の管理サービスなど1 か月単位で料金設定を行っているサービスについて、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、日割計算（1 か月あたり利用料金×12 か月÷365 日×利用日数）をした金額とします。）

☐ 窓口での現金支払	☒ 指定口座への振り込み	☐ 金融機関口座からの自動引き落とし
-----------------------------------	--	---